

沖縄県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、標記研修事業の実施について、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

研修事業の実施主体は、県又は知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 研修対象者等

(1) 基礎研修

ア 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙 1 のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支え無いものとする。

ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者とする。

(2) 実践研修

ア 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙 2 のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支え無いものとする。

ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。

4 研修テキスト

研修テキストは、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が作成した「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)テキスト」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)テキスト」を使用するものとする。

5 修了証書の交付

- (1) 知事は、基礎研修修了者に対しては別紙 3 の様式、実践研修修了者に対しては別紙 4 の様式により、修了証書を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、基礎研修修了者に対しては別紙 5 の様式、実践研修修了者に対しては別紙 6 の様式により、修了証書を交付するものとする。

6 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

7 実施上の留意点

- (1) 研修における修了期間は以下のとおりとする。
 - ア 基礎研修
原則として1月以内に修了するものとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えないものとする。
 - イ 実践研修
原則として2月以内に修了するものとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えないものとする。
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は基礎研修と、行動援護従事者養成研修課程は基礎研修及び実践研修と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものとする。なお、合同で開催する場合には、その研修課程に係る修了証書をそれぞれ交付するものとする。
- (3) 研修の時間帯、曜日については、実情に応じて受講者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 事業実施上知り得た研修終了者に係る秘密の保持については、厳格に行うものとする。
- (5) その他
 - ア 人権の尊重
受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めるものとする。
 - イ 障害のある受講者への配慮
障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めるものとする。

8 研修参加費用

研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者等を含む。）が負担するものとする。

9 研修事業者の指定等

2の研修事業者の指定等について必要な事項は、沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定事務取扱要領（平成20年3月17日施行）（以下、「指定事務取扱要領」という。）の重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び行動援護従事者養成研修課程に係る規定を準用する。

10 読み替え

前項の場合において、「沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修」及び「居宅介護従事者等養成研修」とあるのは「沖縄県強度高度障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」と、第1条中「第9条」とあるのは「第9項」と、第5条第2項中「行動援護従事者養成研修課程」とあるものは、「強度高度障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」と、「にあっては1時間以上」とあるのは、「基礎研修及び実践研修それぞれ1時間以上」と読み替えるものとする。

11 合同開催する場合の指定等の特例

知事は、指定事務取扱要領により重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び行動援護従事者養成研修課程に関し指定された研修事業者として平成27年6月22日以降に指定を受けた者または事業者の変更届を提出した者で、当該二研修課程を強度高度障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）と合同で開催する場合に、別紙第1号様式により申請のある者については、この実施要綱に基づく沖縄県

強度高度障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の事業者として指定することができる。

12 実施届等の省略

前項の規定により指定された指定研修事業者は、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び行動援護従事者養成研修課程の指定事業者として指定事務取扱要領第7条以降の規定に基づき事業の実施届等の必要な手続きを行うことにより、強度高度障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の事業者としての第9項で準用する指定事務取扱要領第8条以降の規定に基づく事業の実施届等の手続きを要しないこととする。ただし、知事に対し提出する書類、募集要項等には、合同での開催する旨の説明を加えるものとする。

13 事業報告書

指定研修事業者は、前項の規定にかかわらず、実施年度の翌年度の4月5日までに別紙7に定める様式により事業報告書を提出するものとする。

附 則

この要綱は平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年8月3日から施行する。

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

| 科目名 | 時間数 | 内容 | | |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|--|--------------------------|
| I 講義 | 6 | | | |
| 1 強度行動障害がある者の基本的理解 | 2.5 | ①強度行動障害とは | 本研修の対象となる行動障害 | |
| | | | 強度行動障害の定義 | |
| | | | 強度行動障害支援の歴史的な流れ | |
| | | | 知的障害/自閉症/精神障害とは | |
| | | | 行動障害と家族の生活の理解 | |
| | | | 危機管理・緊急時の対応 | |
| ②強度行動障害と医療 | 強度行動障害と精神科の診断 | | | |
| | 強度行動障害と医療的アプローチ | | | |
| | 福祉と医療の連携 | | | |
| 2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識 | 3.5 | ③強度行動障害と制度 | 自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問 介護の対象拡大・発達障害者支援体制 整備・強度行動障害支援者養成研修 | |
| | | | ④構造化 | 構造化の考え方 |
| | | | | 構造化の基本と手法 |
| | | | | 構造化に基づく支援のアイデア |
| | | | ⑤支援の基本的な枠組みと記録 | 支援の基本的な枠組み |
| | | | | 支援の基本的なプロセス |
| | | | | アセスメント票と支援の手順書の理解 |
| | | | | 記録方法とチームプレイで仕事をする 大切さ |
| | | | ⑥虐待防止と身体拘束 | 虐待防止法と身体拘束について |
| | | | | 強度行動障害と虐待 |
| | | | ⑦実践報告 | 児童期における支援の実際 |
| | | | | 成人期における支援の実際 |
| II 演習 | 6 | 内容 | | |
| 1 基本的な情報収集と記録等の共有 | 1 | ①情報収集とチームプレイの基本 | 情報の入手とその方法 | |
| | | | 記録とそのまとめ方と情報共有 | |
| | | | アセスメントとは | |
| 2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解 | 2.5 | ②固有のコミュニケーション | 様々なコミュニケーション方法 | |
| | | | コミュニケーションの理解と表出 | |
| | | | グループ討議/まとめ | |
| 3 行動障害の背景にある特性の理解 | 2.5 | ③行動障害の背景にあるもの | 感覚・知覚の特異性と障害特性 | |
| | | | 行動障害を理解する氷山モデル | |
| | | | グループ討議/まとめ | |
| 合計 | 12 | | | |

(別紙2)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム

| 科目名 | 時間数 | 内容 | |
|---------------------|-----|--------------------|--|
| I 講義 | 4 | | |
| 1 強度行動障害のある者へのチーム支援 | 2 | ①強度行動障害支援の原則 | チームによる支援の重要性 支援の6つの原則 地域で強度行動障害の人を支える |
| 2 強度行動障害と生活の組み立て | 2 | ①行動障害のある人の生活と支援の実際 | 行動障害のある人の家族の想い 日中活動場面における支援 夕方から朝にかけての支援 外出場面における支援 |
| II 演習 | 8 | | |
| 1 障害特性の理解とアセスメント | 2.5 | ①障害特性とアセスメント | 障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する |
| 2 環境調整による強度行動障害の支援 | 3.5 | ①構造化の考え方と方法 | 強みや好みを活かす視点 構造化の考え方 構造化の方法 |
| 3 記録に基づく支援の評価 | 1 | ①記録の収集と分析 | 行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正 |
| 4 危機対応と虐待防止 | 1 | ①危機対応と虐待防止 | 危機対応の方法 虐待防止と身体拘束 |
| 合計 | 12 | | |

(別紙3)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事

〇〇 〇〇

(別紙4)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事

〇〇 〇〇

(別紙5)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇〇 〇〇

(別紙6)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇〇 〇〇

(別紙第1号様式)

年 月 日

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程・
行動援護従事者養成研修課程・
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

合同開催に係る研修事業者の指定申請

沖縄県知事 殿

事業者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名 印

電話番号

年 月 日付け 第 号により下記のとおり居宅介護職員初任者等養成研修事業者として指定を受けた研修事業について、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）と合同で研修を開催したいので、沖縄県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱第11項の規定により研修事業者として指定されるよう申請します。

記

| | |
|------------------|--------------------------|
| 指定番号 研修事業の名称 | |
| 研修課程 | |
| 講義の方法 | 1. 通学 2. 通信 ※いずれかに○をすること |
| 主たる事業所の所在地 | 〒 電話番号 |
| 研修事業を実施する事業所の所在地 | 〒 電話番号 (通信講座対象地域：) |

注 該当しない部分を、二重線で消去すること。

事業報告書【基礎研修分・実践研修分】

指定事業所名 _____

| 事業名称 | 実施時期 | 日数 | 実施機関 | 受講料 | 受講者数 | 修了者数 | 備考 |
|-------------|------|----|------|-----|------|------|----|
| 〇〇〇〇 | | | | | 名 | 名 | |
| △△△△ | | | | | 名 | 名 | |
| ・ ・ ・ | | | | | 名 | 名 | |
| 合 計 | | | | | 名 | 名 | |

- ※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修（〇〇会場）」等と記入すること。
- ※2 「実施機関」欄には、法人名、施設名等を漏れなく記入すること。
- ※3 「受講料」欄には、受講料総額を記入し、「備考」欄に1人当たりの受講料を記入すること。
- ※4 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。
- ※5 基礎研修と実践研修を両方実施している場合には用紙を分けて作成し、該当する研修を○で囲んだ上で提出を行うこと。